

平成28年 6 月10日提出

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例
第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第
1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、その修了の日から起算して5年を経
過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研
修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修
を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例によ
る改正後の熊本市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例第3条
第1項第3号の規定の適用については、同号の規定中「当該研修若しくは同項第2
号に規定する主任介護支援専門員更新研修」とあるのは、次の表の左欄に掲げる主
任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

する。

平成２３年度までに修了した者	平成３１年３月３１日までに同項第 ２号に規定する主任介護支援専門員 更新研修を修了したもの若しくは当 該研修
平成２４年度及び平成２５年度に修了 した者	平成３２年３月３１日までに同項第 ２号に規定する主任介護支援専門員 更新研修を修了したもの若しくは当 該研修

（提出理由）

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。